

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、法令遵守、企業倫理遵守のコンプライアンス経営を推進し、経営の透明性、健全性を確保することが、あらゆる企業活動の基本であると考えております。今後とも体制面の整備・充実を図るとともに、当社グループの役職員一人ひとりが毅然とした姿勢で法令および企業倫理を遵守し、さらに透明性の高い企業活動を目指してまいります。

当社グループとして倫理行動基準を制定し、役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための基準としております。

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員による経営への監督を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4. 政策保有株式】

1. 政策保有株式に関する方針

当社は、中長期的な取引関係の維持・拡大を目的として、事業の相乗効果等が創出できる銘柄を対象とし、これらを保有することにより、当社の企業価値を高め、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様の利益に資することを基本方針として、保有する株式を決定しており、保有の必要性が乏しいと考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに売却していく方針としております。

なお、保有する株式の新規購入、売却、保有継続等については、取締役会で決定するものとしておりますが、保有判断については、社外役員諮問委員会が策定した政策保有株式の保有判断基準、議決権行使判断基準および政策保有株式の判断フロー等を記した「政策保有株式判断基準および議決権行使ガイドライン」（以下、本基準という）に基づき評価し、必要に応じて売却等の答申を取締役会に行うものとしております。

また、資本コストを踏まえ、資本効率、保有リスクの観点から、社外役員諮問委員会において、総保有限度額・1銘柄保有限度額等の政策保有株式保有判断基準の見直しがあり、2017年12月22日の取締役会において報告されました。

社外役員諮問委員会では、2019年3月期末に保有する株式について、本基準に基づき簿価が500万円以上の株式と500万円未満の株式とに区分のうえ、それぞれ評価を行いました。簿価が500万円以上の株式については、①当社への影響を量る情報として、当社が株式を保有する会社（以下、保有会社という）と当社との直近5年分の取引高、将来における取引高の見込み等、②保有会社自体の情報として、直近5年分の業績、社会貢献度、配当、株価推移、③保有会社の株主総会決議案の内容について、それぞれ書面で報告を受け、また、簿価が500万円未満の株式については、保有会社と取引のある部門を所管する執行役員より、保有会社との取引関係について説明を受け、これらに基づき総合的に判断いたしました。

その結果、保有会社のほとんどが当社と取引のある重要な顧客および協力会社であり、保有会社の株式を有することにより、情報交換、技術力向上等において様々な意義のあること、保有会社の大部分は社会的に大きな役割と責任を担う日本を代表する会社であることから、これら会社の株式を保有することに格別の問題はなく、リスク性は低いと評価いたしました。

2. 政策保有株式に係る適切な議決権行使を確保するための基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、対象企業が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断することとしております。これにより、当社の企業価値の向上と株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様の中長期的な利益に資すると考えております。

議決権行使にあたっては、社外役員諮問委員会において議決権行使ガイドラインを定め、その基準に則って、議決権の行使を行っております。なお、本年に開催された政策保有株式にかかわる議決権行使の結果については、2019年8月開催の社外役員諮問委員会において、報告する予定としております。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

当社は、会社法等に基づき取締役会規則において、取締役会の事前承認を得なければ、取締役（監査等委員である取締役を除く）の競業取引、会社と取締役（監査等委員である取締役を除く）間の取引（間接取引を含む）、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する債務保証を行ってはならない旨を定めております。

また、主要株主等との取引を行う場合には、取締役会規則に基づき、重要性の高い取引について、事前承認を行っております。なお、主要株主等とのその他の取引条件については、他の一般的な取引と同様に、市場価格等を勘案して希望価格を提示し、価格交渉のうえ決定しております。

なお、取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の利益相反取引について許諾の意思決定する際、監査等委員会に事前承認を受けることとしております。

【原則2－6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、企業年金制度に関わる業務を所管する人事部と会社全般の資金運用を所管する経理部が中心となり、企業年金の運用に関する知識・能力・専門性の向上に努めております。

また、上記の両部門に経営企画部を加えた三部門で構成する年金資産委員会において、適時専門家のアドバイスを受け、将来の給付原資を安定的に確保するため、運用方針を定め、運用機関の選定、運用方法、運用状況の確認を行い、適切に分散した資産配分で長期運用しております。なお、経営会議において、定期的にその内容を説明しております。

【原則3－1. 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ（企業理念等）や経営戦略、経営計画

当社の企業理念、ビジョン、行動指針は以下のとおりです。

企業理念:「産業インフラを支える。豊かな未来を拓く」

・安全で安定的なプラントの操業を支え、人、暮らし、環境の未来に貢献します。

- ・メンテナンスとエンジニアリングによって、プラントおよび設備の最適化を実現します。
 - ・多様性・自主性を尊重し、従業員・パートナー企業の幸せを追求します。
- ビジョン:「メンテナンスとエンジニアリングの新時代へ」
- ・技術力と現場力を融合し、プラントライフサイクルの様々なステージで総合力を発揮します。
 - ・お客様の潜在的な課題を見出し、高品質なサービスとオーダーメイドのソリューションを提供します。
 - ・社内外のコミュニケーションをより一層充実させ、メンテナンスとエンジニアリングの新たな価値を創造します。

行動指針:

- 進取果敢** 既存の枠組みに捉われず新しい発想で積極的に挑戦します。
- 誠心誠意** お客様によりそい一つひとつの仕事に心を込めて取り組みます。
- 共存共栄** 関係する全ての人を尊重しステークホルダーとともに発展します。

これらは、当社ウェブサイト (URL: <https://www.raiznext.co.jp>) に掲載しております。

なお、経営計画である中期経営計画につきましては、統合新会社であるため2019年11月上旬を目途に策定する予定としております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループは、法令遵守、企業倫理遵守のコンプライアンス経営を推進し、経営の透明性、健全性を確保することが、あらゆる企業活動の基本であると考えております。今後とも体制面の整備・充実を図るとともに、当社グループの役職員一人ひとりが毅然とした姿勢で法令および企業倫理を遵守し、さらに透明性の高い企業活動を目指してまいります。当社グループとして倫理行動基準を制定し、役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための基準として周知しております。当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員による経営への監督を行っております。

(3) 取締役会が取締役 (監査等委員である取締役を含む) の報酬を決定するに当たっての方針と手続

1. 方針

① 取締役 (監査等委員である取締役を除く)

当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬については、月額報酬と賞与により構成され、職責と成果を反映させた体系としており、月額報酬については、各取締役の職位に基づき決定し、また、賞与は各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績等を総合的に勘案し、決定しております。

② 監査等委員である取締役

当社の監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員の役割・職務等を踏まえ、月額報酬のみを支給することとしており、個別報酬については監査等委員の協議により決定しております。

2. 手続

① 取締役 (監査等委員である取締役を除く)

取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬決定につきましては、方針に基づき代表取締役が報酬案を作成し、これを社外役員諮問委員会が評価し、評価内容を取締役会に答申し、最終的に取締役会において監査等委員会の意見を聴取したうえ決議することとしております。

② 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬決定につきましては、方針に基づき、監査等委員の協議により監査等委員会で決議することとしております。

(4) 取締役会が取締役 (監査等委員である取締役を含む) 候補の指名を行うに当たっての方針と手続

1. 方針

① 取締役 (監査等委員である取締役を除く)

取締役 (監査等委員である取締役を除く) の候補者指名におきましては、企業理念、中期経営計画等に基づく当社の掲げる目標を達成するために必要な知識・経験・能力等を備える候補者を指名することとしております。合わせて、取締役会として会社全体において的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができるよう、取締役会の人員構成を考慮し、候補者を指名することとしております。

② 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の候補者指名におきましては、当社事業分野に関する知識、財務・会計に関する知見、企業経営に関する多様な視点や経験、高度な専門知識等のバランスを考慮し、総合的に検討し、候補者を指名することとしております。

2. 手続

① 取締役 (監査等委員である取締役を除く)

取締役 (監査等委員である取締役を除く) の候補者指名の手続きにつきましては、方針に基づき代表取締役が候補者案を作成し、これを社外役員諮問委員会が評価し、評価内容を取締役会に答申し、最終的に取締役会において監査等委員会の意見を聴取したうえ候補者の指名を決議することとしております。

② 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の候補者指名の手続きにつきましては、方針に基づき代表取締役が監査等委員会の同意を得たうえで候補者案を作成し、最終的に取締役会で候補者の指名を決議することとしております。

(4) ー1 取締役会が特定の取締役を不適任と判断するに当たっての方針 (基準) と判断した場合の対応

1. 不適任と判断するに当たっての方針 (基準)

- ① 職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反があった場合
- ② 公序良俗に反する行為があった場合
- ③ 職務を懈怠することにより、著しく企業価値を毀損させた場合
- ④ 健康上の理由から職務の継続が困難となった場合

などを踏まえ、諸事情を総合考慮のうえ解任の要否を判断することとしております。

2. 不適任と判断した場合の対応

「1. 不適任と判断するに当たっての方針 (基準)」により取締役会が特定の取締役を不適任の理由に解任を要すると判断した場合、取締役会において選任した役職についてはその任を解く、取締役の地位を喪失させるべきときは当該取締役の解任決議案を株主総会に提出する、あるいは当該取締役を任期満了の際に改めて取締役候補者として選任しないなどの方法により対応します。なお、取締役会は上記各対応に先行して当該取締役に対しその役職あるいは取締役の辞任を促すこともできます。

(5) 取締役会が取締役 (監査等委員である取締役を含む) 候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役 (監査等委員である取締役を含む) の各候補者、経歴、個々の選任理由等について、第112回定時株主総会より株主総会参考書類に記載しております。

[補充原則4-1-1. 取締役会の役割・責務(1)]

当社は、取締役会規則において、法令に準拠して取締役会が審議・判断する内容を定めております。また、取締役会規則で定めた以外のものについては経営陣へ委任し、その内容を職務権限規程として定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴い、業務執行の迅速性を確保する観点から、法令に定める事項を除く重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できることを定款に定めております。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性基準及び資質]

当社は、会社法上の要件や東京証券取引所が定める独立性基準に加え、社外役員 (その候補者も含む。) が、以下の基準のいずれにも該当し

ない場合に、独立性を有しているものとしております。

1. 就任前10年間のいずれかの時期において、当社または当社の子会社（併せて「当社グループ」という。以下同じ。）の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。以下同じ。）であった者
2. 当社グループの主要な株主（直接または間接に当社の10%以上の議決権を保有する株主をいう。以下同じ。）またはその業務執行者
3. 当社グループが現在の主要な株主である会社の業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者。）、またはその業務執行者
5. 当社グループの主要な取引先である者（当社グループに対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者。）、またはその業務執行者
6. 当社グループから一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている組織の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者
7. 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者の業務執行者
8. 当社グループの会計監査人または会計参与である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員、パートナーまたは従業員である者
9. 上記8に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社グループから過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
10. 上記8に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたファーム。）の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者
11. 上記2から10に就任前3年間のいずれかの時期において該当していた者
12. 当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者
13. 上記1から12のいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等内）
14. 独立社外取締役としての通算の在任期間が8年間を超える者

[補充原則4-11-1. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社の取締役会は、事業運営や経営課題への対応に必要な知識・経験・能力・グローバルな視点等を持つ社内取締役および専門的で建設的な助言および監督のできる社外取締役により構成され、バランスをとっております。

現在15名の取締役で構成されており、内訳としては社内取締役10名（うち、監査等委員1名）、社外取締役5名（うち、監査等委員5名）となっております。

迅速な意思決定を行い、経営を推進していく規模として適切と考えており、また、当社は監査等委員会設置会社であり、経営に対する監督機能を強化しております。

取締役の選任に関する方針と手続

1. 方針

A. 取締役（監査等委員である取締役を除く）

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者指名におきましては、企業理念、経営ビジョン、中期経営計画等に基づく当社の掲げる目標を達成するために必要な知識・経験・能力等を備える候補者を指名することとしております。合わせて、取締役会として会社全体において的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができるよう、取締役会の人員構成を考慮し、候補者を指名することとしております。

B. 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の候補者指名におきましては、当社事業分野に関する知識、財務・会計に関する知見、企業経営に関する多様な視点や経験、高度な専門知識等のバランスを考慮し、総合的に検討し、候補者を指名することとしております。

2. 手続

A. 取締役（監査等委員である取締役を除く）

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者指名の手続きにつきましては、方針に基づき代表取締役が候補者案を作成し、これを社外役員諮問委員会が評価し、評価内容を取締役に答申し、最終的に取締役会において監査等委員会の意見を聴取したうえで候補者の指名を決議することとしております。

B. 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の候補者指名の手続きにつきましては、方針に基づき代表取締役が監査等委員会の同意を得たうえで候補者案を作成し、最終的に取締役会で候補者の指名を決議することとしております。

[補充原則4-11-2. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）は、その役割・責務を適切に果たすために、十分な時間と労力をその業務に充てております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を含む）の兼任状況については、株主総会招集ご通知に掲載の株主総会参考資料および事業報告等において開示しております。

[補充原則4-11-3. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、2018年度中に開催された取締役会の実効性について、A.取締役会の構成、B.取締役会の運営、C.取締役会の議案、D.会社の業績・目標等の達成度の視点から20項目のアンケートにより自己評価するとともに、アンケート結果に基づき、社外役員諮問委員会はその分析・評価を行いました。

2019年5月23日開催の取締役会において、社外役員諮問委員会より「適切な運営が行われている」という答申を受け、取締役会の実効性は確保できております。

[補充原則4-14-2. 取締役・監査役のトレーニング]

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む）の役割・責務を適切に果たすために必要な知識の習得や能力の向上を図ることをトレーニングの基本方針としております。

1. 新任取締役（監査等委員である取締役を含む）に対するトレーニング

外部セミナー等の受講を義務付け、期待される役割・責務を適切に果たすための教育を実施しております。

2. 取締役（監査等委員である取締役を含む）に対するトレーニング

取締役（監査等委員である取締役を含む）全員には、原則として年1回以上、タイムリーなテーマについて勉強会を実施し、適時必要に応じて、知識の習得やスキルの向上に継続的に努めております。

3. 監査等委員である取締役に対するトレーニング

監査等委員である取締役は、外部機関との情報交流・意見交換会等に参加するとともに業務および会計等に関する監査スキルの向上に資するよう外部セミナーの受講等に積極的に努めております。

4. 社外取締役（監査等委員である取締役を含む）に対するトレーニング

社外取締役（監査等委員である取締役を含む）には、当社の事業所視察を始め、当社の歴史、事業概要、業績概要等必要な情報を得るための教

育を実施しております。

[原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は株主との建設的な対話を促進するために、株主・投資家を含む当社のステークホルダーの皆様に対して、経営戦略や財務状況等に関する情報を積極的に開示し、ステークホルダーの皆様からの信頼と正当な評価を得ることを目指しております。

- 1) 株主との対話については、IR担当部門を経営企画部とし、経営企画部所管の取締役が統括し、決算説明会をはじめとした様々な取組みを通じて、建設的な対話の実現できるよう積極的な対応を心掛けております。
- 2) 株主との対話を補助する体制については、IR担当部門である経営企画部を中心として、総務・人事部、経理部、その他関連部門等が定期的にミーティングを開催し、連携する体制をとっており、IR情報の共有化と情報開示資料の充実等に努めております。
- 3) 個別面談以外の対話の手段としては、代表取締役が年2回、決算発表後にアナリスト・投資家向けに決算説明会を行っております。また、個人投資家向けのIR展示会等適時実施しております。
- 4) 株主との対話で把握した意見・懸念については、経営企画部所管の取締役がとりまとめ、取締役会および関連部門へフィードバックし、情報の共有化を図っております。
- 5) 当社は、金融商品取引法に違反する内部者取引を未然に防止することを目的として、「内部情報管理規程」を定め、当社および当社グループの役員および従業員が職務に関し知り得た内部情報の管理および株券売買等に関する管理基準を明確にしております。株主との対話の際にも、本規程に則ってインサイダー情報の管理に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
---------------------------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
JXTGホールディングス株式会社	6,100,000	13.17
株式会社ブロードビーク	3,488,300	7.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,781,800	6.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,588,500	5.58
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIE S FUND	1,925,000	4.15
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,831,038	3.95
株式会社NIPPO	1,500,000	3.23
株式会社光通信	1,259,500	2.71
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTO R SUBPORTFOLIO)	1,169,700	2.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,121,200	2.42

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数 更新	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
二宮照興	弁護士											
小松俊二	他の会社の出身者								△			
布施雅弘	他の会社の出身者								△			
佐分紀夫	公認会計士											
水地啓子	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
二宮照興	○	○	----	二宮照興氏は、弁護士として長年に亘る企業法務の実務を通じた高度な法的知識を有することなどから、当社の業務執行の適法性確保のために有益であると判断したことから社外取締役として招聘したものであります。また、当社との関係において「独立性」を備えており、一般株主との利益相反の生ずるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定するものであります。

小松俊二	○	○	小松俊二氏は、2013年3月まで株式会社横浜銀行の業務執行者でありましたが、同社は当社のメインバンクではなく、同行からの借入金もありません。また、現在、同行と当社との間で取引はありますが、2018年3月期における取引高の残高は、連結売上高の0.01%未満であるため、主要な取引先にはあたりません。	小松俊二氏は、金融機関で要職を務められたほか、企業経営の経験もあり、豊富な知識と経験を有しているためであります。また、当社との関係において「独立性」を備えており、一般株主との利益相反の生ずるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定するものであります。
布施雅弘	○	○	布施雅弘氏は、2011年5月まで三菱UFJ信託銀行株式会社の業務執行者でありましたが、同社は当社のメインバンクではありません。また、現在、同社は当社の株主名簿管理人であり、当社との間で証券代行等の取引はありますが、2018年3月期における取引額の割合は、連結売上高の0.1%未満であるため、主要な取引先にはあたりません。	布施雅弘氏は、金融機関で要職を務められたほか、企業経営の経験もあり、豊富な知識と経験を有しているためであります。また、当社との関係において「独立性」を備えており、一般株主との利益相反の生ずるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定するものであります。
佐分紀夫	○	○	----	佐分紀夫氏は、公認会計士や企業経営としての経験および財務・会計に関する専門的な見識を有していることから、客観的かつ公平な立場に立って、取締役の職務の執行を監査することができると判断したことから社外取締役として招聘したものであります。また、当社との関係において「独立性」を備えており、一般株主との利益相反の生ずるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定するものであります。
水地啓子	○	○	----	水地啓子氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての高度な法律面の見識を監査に反映していただき、客観的かつ公平な立場に立って、取締役の職務の執行を監査することができると判断したことから社外取締役として招聘したものであります。また、当社との関係において「独立性」を備えており、一般株主との利益相反の生ずるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定するものであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	6	1	1	5	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する専属部署はありませんが、総務部、内部統制室等のスタッフが必要に応じて補助しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は、定期的および必要に応じて会合を持ち、監査結果の報告を受けるとともに、会計監査人の監査の立ち合いなど緊密な連携を図ります。

内部監査については、内部監査部門である内部統制室が年度監査計画に基づき、本社、主要事業所等およびグループ各社の業務監査・会計監査を実施しております。内部監査の結果は監査等委員会に回覧し、緊密な連携を図ります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長 (議長) の属性

更新

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	社外役員諮問委員会	5	0	0	5	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	社外役員諮問委員会	5	0	0	5	0	0	社外取締役

補足説明

指名委員会に相当する任意の委員会

取締役 (監査等委員である取締役を除く) の候補者指名の手続きにつきましては、方針に基づき代表取締役が候補者案を作成し、これを社外役員諮問委員会が評価し、評価内容を取締役に答申し、最終的に取締役会において監査等委員会の意見を聴取したうえ候補者の指名を決議することとしております。

報酬委員会に相当する任意の委員会

取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬決定につきましては、方針に基づき代表取締役が報酬案を作成し、これを社外役員諮問委員会が評価し、評価内容を取締役に答申し、最終的に取締役会において監査等委員会の意見を聴取したうえ決議することとしております。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	5 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

――

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の業容からして、昇格・賞与で十分なインセンティブ効果ができるため、実施しておりません。インセンティブ付与制度の導入に伴うメリットとデメリットを慎重に検討する必要があり、現在のところ導入の予定はありません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

連結報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、個別開示はしていません。

なお、2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) に取締役 (監査等委員である取締役を除く) に支払った報酬等の総額は、313,490千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1) 方針

A. 取締役（監査等委員である取締役を除く）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、月額報酬と賞与により構成され、職責と成果を反映させた体系としており、月額報酬については、各取締役の職位に基づき決定し、また、賞与は各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績等を総合的に勘案し、決定しております。

B. 監査等委員である取締役

当社の監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員の役割・職務等を踏まえ、月額報酬のみを支給することとしており、個別報酬については監査等委員の協議により決定しております。

2) 手続

A. 取締役（監査等委員である取締役を除く）

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬決定につきましては、方針に基づき代表取締役が報酬案を作成し、これを社外役員諮問委員会が評価し、評価内容を取締役に答申し、最終的に取締役会において監査等委員会の意見を聴取したうえ決議することとしております。

B. 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬決定につきましては、方針に基づき、監査等委員の協議により監査等委員会で決議することとしております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役を補助する専属部署はありませんが、総務部、内部統制室等のスタッフが必要に応じて補助しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会は毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法定の承認案件や経営に関する重要案件に関し意思決定を行うとともに、業務執行の状況を監督しております。

監査等委員会は、取締役6名、うち、社外取締役が5名で構成されております。

執行役員制を導入し、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、双方の機能を強化することを図っており、毎月1回の執行役員会を開催しております。

会計監査については、EY新日本有限責任監査法人を起用しています。（指定社員：公認会計士中原義勝氏および同藤田建二氏）

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的に、2016年6月24日開催の定時株主総会における定款変更の承認を受けて、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主により理解を深めてもらうため、また、海外の株主の利便性を考慮し、総会開催日の3週間前に送付しております。なお、2019年6月21日開催の第115回定時株主総会の招集通知は、2019年5月31日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第115回定時株主総会は、集中日より4営業日前の2019年6月21日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2008年6月より実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社のホームページ (https://www.raiznext.co.jp/e/ir/stock/meeting.html) に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(5月と11月)実施しております。実施内容は、社長が決算概要に加え、事業概況および経営方針などを説明しております。その他、個別の説明会を適宜実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信などの決算情報のほか、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「環境保全基本方針」を策定し、環境への影響を配慮し、環境負荷の低減を図るとともに、環境改善に貢献することを目指し、次の事項を推進することとしております。 1. 環境法令・社内規程類を遵守し、環境補保全に努めます。 2. メンテナンスとエンジニアリングを通じ、循環型社会形成への貢献に努め、環境保全のための取り組みを積極的に実践します。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役会において決議した内部統制システム構築についての基本方針は、次のとおりです。

1. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業理念およびコンプライアンスの精神に鑑み、当社グループの役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための指針として倫理行動基準を定める。
- (2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立と意識の維持向上を図ると共に、定期的な法令遵守状況の点検やコンプライアンスに関する事案の調査、監督指導を行い、委員長は重要な事案について取締役会へ報告し、法令・定款および社内規程等の遵守徹底を推進する。また、委員会の開催にあたっては監査等委員である取締役の出席機会を確保する。
- (3) コンプライアンスに反する行為の早期発見・早期是正を図るため、コンプライアンス・ホットライン規程に基づく当社グループのコンプライアンス・ホットライン制度を設けて、社内通報先として法務部長、社外通報先として弁護士事務所を設置して運用する。また、コンプライアンス・ホットライン制度の利用によって当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないようにするために、こうした取扱いを禁止する旨を関係する規程類に明記するなど、必要な体制を整備・運用する。
- (4) 取締役会の適正な運営を図るため、「取締役会規則」を制定のうえ、これに基づき、取締役会を原則として毎月1回開催する。取締役会は十分な審議を経て重要な業務執行を決定するとともに、取締役から適切に職務の執行状況につき報告を受ける。
- (5) 内部監査部門は、各部門から独立のうえ年度計画に基づく監査を実施し、監査報告書にまとめ代表取締役社長に報告するとともに、経営会議においてその内容を報告する。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制を整備・運用するとともに、毎年、その有効性を評価し、必要な是正を行う。
- (7) 反社会的勢力との関係を遮断するため、当社の業務実態に応じた規則類を整備・運用し、その遵守を徹底する。

2. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 職務の執行は原則として文書によることとし、文書の作成、管理等に関する規則類を整備・運用する。
- (2) 法令に基づき取締役会議事録を適正に作成し、また、各職制の決裁書類について、その作成、回付、保存等に関する規則類を整備・運用する。
- (3) 会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、機密情報および個人情報を適切に取り扱うための規則類を整備・運用する。また、社内研修などの機会を通じ、従業員に対して、その遵守を徹底する。
- (4) 会社法等に基づき、事業報告および計算書類等を適正に作成するとともに、会社情報の適時適切な開示を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクの早期発見および顕在化の防止を目的とするリスク管理規程に基づき、管理の対象とするリスクの類型を認識のうえ、カテゴリーごとの責任部署が統括管理するとともに、重要なリスク情報については取締役会に報告する体制とする。
- (2) 当社グループの経営に重大な影響を及ぼす危機・緊急事態には、危機管理規程に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、組織的に対応する。
- (3) 当社は、安全確保および品質管理に適切に取り組むこととし、このために必要な体制および規程類を整備・運用する。

4. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の有効性と効率性を確保するため、中期経営計画・年度会社方針等を策定し、それに基づく各部門の具体的な目標を設定し、その妥当性、達成度を定期的に評価する。
- (2) 執行役員制度により経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離すると共に組織および職制に関する規程、業務分掌規程・職務権限規程等において役職員の責任権限を明確化することにより、迅速かつ効率的に職務を執行する。
- (3) 取締役会決議事項については、事前に社長決裁を経るものとする。また、社長決裁にあたっては、その協議機関として経営会議を設置し、原則として当社経営陣による集団的な検討・討議を経て、適正かつ効率的な意思決定を行う。
- (4) 適切な情報管理、業務の標準化・効率化および内部統制の強化等の観点から、ITシステムを構築・整備する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループの役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための指針として定める倫理行動基準の浸透・徹底を図る。また、コンプライアンス・ホットライン制度についてはその適用範囲を当社グループ全体とする。
- (2) 当社は、関係会社管理規程等に基づき、子会社を管理する。同規程等において、当社子会社の業務執行案件のうち重要事項については当社の機関決定を要する旨を定め、適切に運用する。また、子会社に対しては当社内部監査部門による定期的な監査を実施する。
- (3) 当社は、子会社の社長を定期的に招集し、各社の業績、重大なリスクの存否または所在、その他の重要な情報について報告を受ける。また、関係会社管理規程に基づき決算等の情報を定期的に報告させることにより、関係会社の状況を適時適切に把握する。

6. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会が定めた監査基準および監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行および監査環境の整備に協力する。
- (2) 監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定プロセスおよび業務執行状況を把握できるように必要な措置を講ずるほか、主要な決裁に関する書面等業務執行に関する重要文書を閲覧に供するとともに、当社グループの役職員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (3) 当社または関係会社において、重大な法令・定款違反および不正行為の事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等を発見したときは速やかに、また内部通報の状況については定期的に、監査等委員会に当該事実等を報告するための体制を整備・運用する。
- (4) 監査等委員会に対して報告した者が当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないようにするために、こうした取扱いを禁止する旨を関係する規程類に明記するなど必要な体制を整備・運用する。
- (5) 代表取締役その他の経営陣が監査等委員と定期的に会合を持ち、業務執行に関する事項、その他の監査等委員の職務に必要な事項について報告し、意見交換を行う。
- (6) 内部監査部門は、監査計画および監査結果に関して意見交換を行う等、監査等委員会と密接な連携を保つように努める。
- (7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を代表取締役社長に求めた場合には、監査等委員会の業務補助のための使用人を置くこととする。またこの場合、監査等委員会の当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、当該従業員の評価、異動の人事処遇は、常勤の監査等委員との事前の協議を経て、これを決定する。

(8) 監査等委員の職務の執行にかかる費用または債務について、会社法第399条の2第4項の規定により、監査等委員からの請求に基づき、当社が適切にこれを負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力排除に関しましては、当社グループの倫理行動基準において「反社会的勢力に対しては毅然とした対応をとり、不当な要求には応じない。」と明示しております。

総務部を不当要求への一元的な対応を図る統括部門として、情報の収集や社内の啓蒙活動を行っております。また警察当局および神奈川県企業防衛対策協議会等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力に関する必要情報を得る体制を整備しております。

V その他

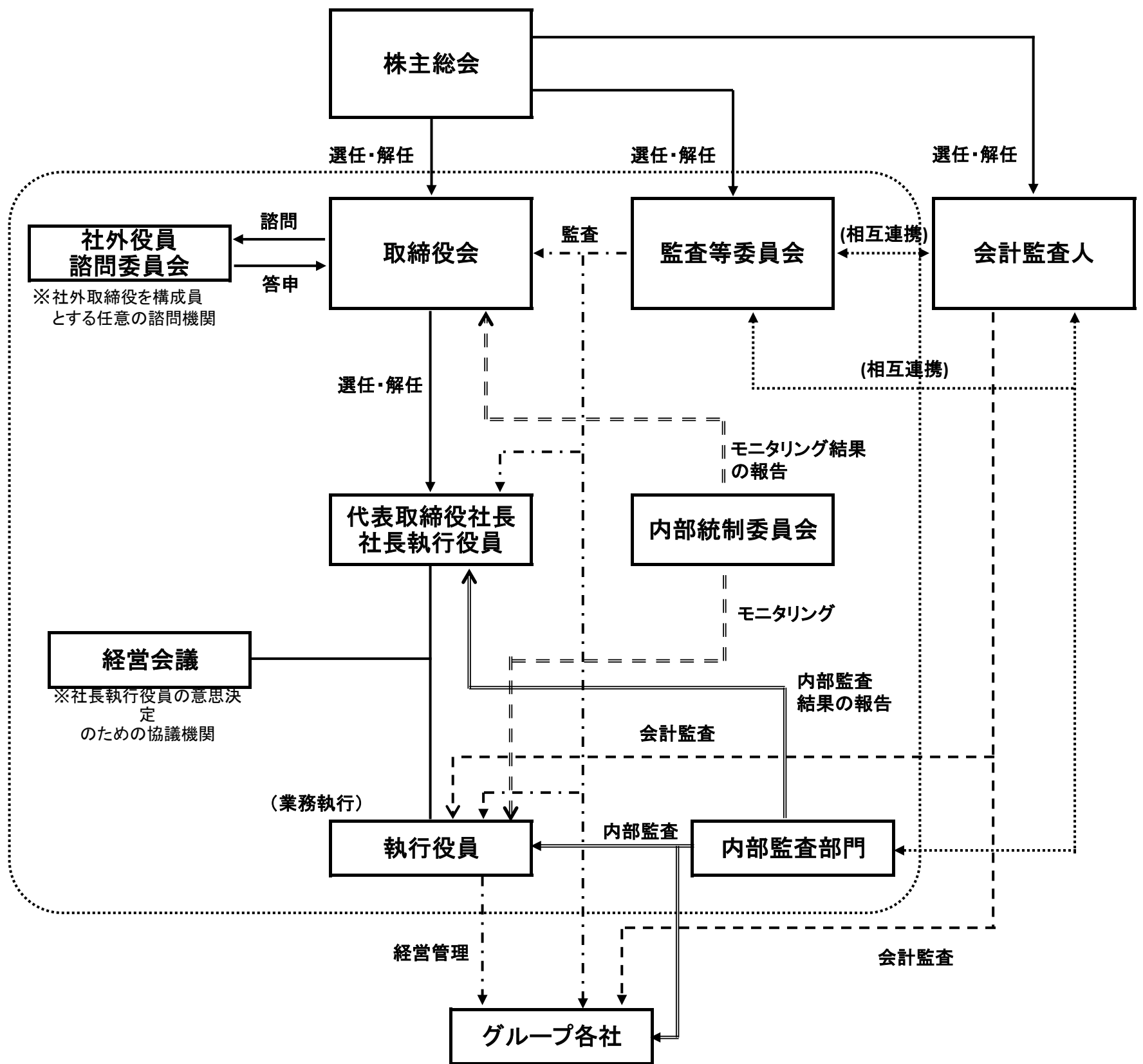
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

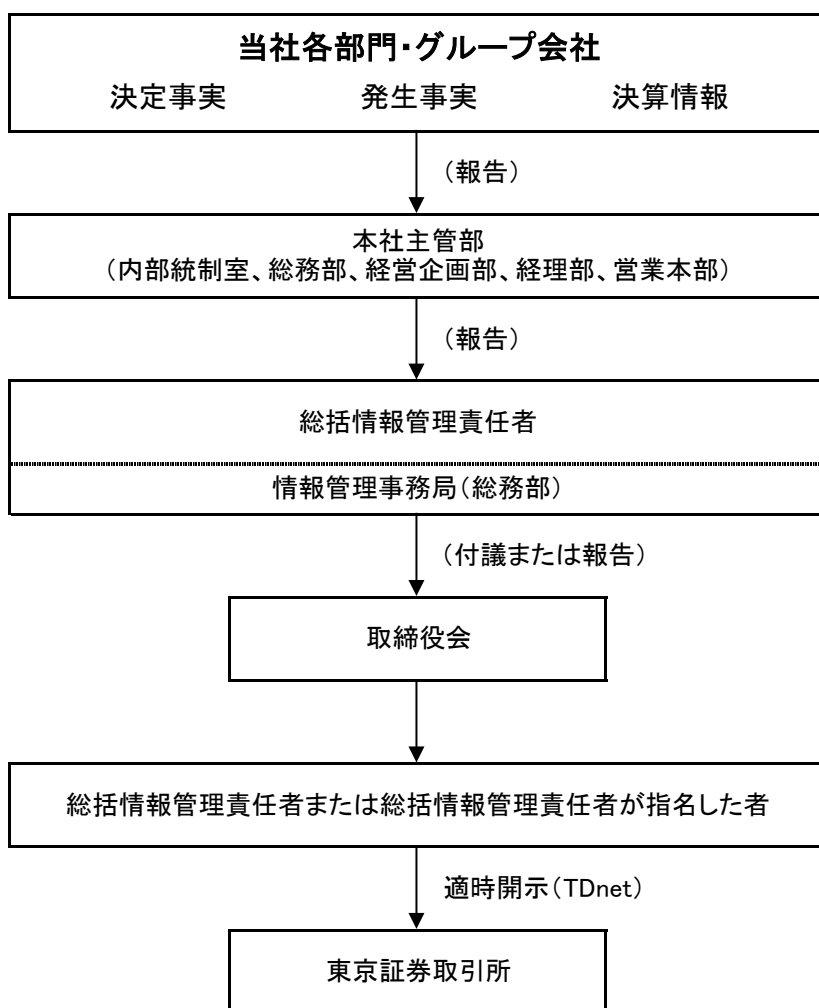
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制図



適時開示体制の概要



※ 重要事実の公表は、その公表の時期、内容、方法等は取締役会の決議によるものとし、その決定に従い公表するものとする。ただし、急を要する場合は、総括情報管理責任者の判断により公表する。